

特別養護老人ホームひえいの郷介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川水流福祉会が設置経営する介護予防短期入所生活介護の運営及び利用について必要な事項を定め事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条 居宅サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護」という。）の事業は、要支援状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 事業を運営するに当たって、地域との結び付きを重視し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅サービス、事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分)

第3条 介護予防短期入所生活介護事業の遂行のために次の職員を置く。

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 生活相談員（兼） | 1名 |
| (3) 介護職員又は看護職員 | 33名 |
| (4) 栄養士 | 1名 |
| (5) 医師 | 1名 |
| (6) 調理員 | 7名 |
| (7) 介護支援専門員 | 1名 |

(職員の職務分掌)

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理業務に従事する。
- (2) 生活相談員
利用者の生活指導及び相談に関すること。
- (3) 介護職員又は看護職員
入浴、食事、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練業務に関すること。保健衛生に関すること。
- (4) 栄養士
給食業務に関すること。

(5) 医師

健康管理に関すること。

(6) 調理員

調理業務に関すること。

第3章 定 員

(利用定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護（短期入所生活介護を含む）の定員は10名とする。

利用定員は、介護予防短期入所生活介護（短期入所生活介護を含む）の事業の専用居室のベット数と空床ベット数とする。

第4章 介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料

(介護予防短期入所生活介護)

第6条 介護予防短期入所生活介護の内容は第25条のとおりとする。

(介護予防短期入所生活介護の利用料とその他の費用の額)

第7条 介護予防短期入所生活介護の利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。滞在費、食費については、下記のとおりとする。

- 1 法定代理受領サービスである介護予防短期入所生活介護に係る利用者負担分は要介護認定に基づいて要支援1から要支援2までの範囲内で認定を受けた要支援状態によって居宅サービス提供の上限を別表のとおり定める。
- 2 法定代理受領サービスでない介護予防短期入所生活介護の利用料前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは利用者の全額自己負担とする。

(利用料の受領)

第8条 法定代理受領サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護予防短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 厚生大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

(2) 送迎に要する費用

(3) 食材料費

(4) 理美容代

(5) 前各号に掲げるもののほか、介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第5章 通常の送迎の実施地域

(送迎の実施地域)

第9条 通常送迎を実施する地域は次のとおりとする。

- (1) 延岡市
- (2) 日之影町

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第10条 利用者は努めて健康に留意すること。

(入所生活上のルール)

第11条 利用者は介護予防短期入所生活介護の提供を受ける際に次の事項に留意すること。

- (1) 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒してはならない。
- (2) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (3) けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけてはならない。
- (4) その他管理者が定めたこと。

第7章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第12条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第13条 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、介護予防短期入所生活介護を提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助を行う。

第14条 介護予防短期入所生活介護の利用申込みがされた場合は、正当な理由なく介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第15条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の介護予防短期入所生活介護事業者等を紹介その他の必要な措置を行う。

(受給資格等の確認)

第16条 介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第17条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(心身の状況の把握)

第18条 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること等により、介護予防短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び、居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第20条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った介護予防短期入所生活介護を提供する。

(サービス提供の記録)

第21条 介護予防短期入所生活介護を提供した際には、当該指定介護予防短期入所生活介護の提供日及び内容、当該介護予防短期入所生活介護について利用者によって代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合には、提供した介護予防短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(介護予防短期入所生活介護の取扱方針)

第23条 介護予防短期入所生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。

- 2 介護予防短期入所生活介護を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 3 介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。
- 5 自らその提供する介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第24条 相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の介護予防短期入所生活介護職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた介護予防短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
- 3 介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

(介護)

第25条 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 1週間に3回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつは、随時取り替える。
- 5 前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- 7 利用者の負担により、当該介護予防短期入所生活介護の事業所の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第26条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮して提供する。

- 2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でするものとする。

(機能訓練)

第27条 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(健康管理)

第28条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持に努める。

- 2 医師は利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。また、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助)

第29条 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(レクリエーション等)

第30条 楽しい日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第31条 介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに介護予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第8章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第32条 現介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定める協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

第33条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的実施すること。
 - (4) 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。

第10章 その他の運営に関する事項

(ハラスメント対策)

第35条 ハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(掲 示)

第36条 介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するだけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこととする。

(秘密保持等)

第37条 介護予防短期入所生活介護事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護予防短期入所生活介護事業に従事した職員であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 居宅介護支援事業者又はその従業員は、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(虐待防止)

第39条 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情処理)

第40条 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を配慮して必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した介護予防短期入所生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した介護予防短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(施設利用上の留意事項)

第41条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとする。
- 3 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(衛生管理等)

- 第42条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

第11章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

- 第43条 短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は、同一サービス区分とし、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

- 第44条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日に一部改正し平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月27日に一部改正し平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月25日に一部改正し平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年9月25日に一部改正し平成27年9月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年3月25日に一部改正し平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月27日に一部改正し平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月16日に一部改正し平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月6日に一部改正し平成31年2月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月10日に一部改正し平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日に一部改正し令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月28日に一部改正し令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月28日に一部改正し令和4年10月1日から施行する。